

【スウェーデン】 患者法の制定・施行

海外立法情報課 井樋 三枝子

* セカンドオピニオンを得ることやカルテへのアクセス等の患者の権利を包括的に規定する患者法（2014:821）が、2015年1月1日から施行された。

1 制定経緯

1990年代、北欧諸国の中では、フィンランド、アイスランド、デンマーク、ノルウェーが、患者の権利につき、単独法として包括的な法律を制定したが、スウェーデンは様々な法律の中に患者の権利についての条文を分散して規定していった。この時期、スウェーデンでは医療保健サービスにおいて、治療開始までの待機時間の長期化、提供される医療の質の地域格差等の問題が生じるようになっており、2006年から2014年の中道右派政権は、診察待ちの解消、地域格差のない一定の質の医療やケアの保障、第一次診療の患者選択制の導入等の医療保健サービス改革を進めつつ、カルテの電子化、患者の情報アクセス権、患者情報の保護の強化等を目指す立法も進めた。

このようにして定められたスウェーデンの患者の権利は、フィンランド等の単独法で規定される患者の権利と実質的に大差はない。しかし、分散する規定を1つにまとめることにより、医療保健サービス活動における患者の地位を強化・明確化し、患者の尊厳・自己決定権を強化し、患者の医療保健サービスへの参加を促進するため、患者法が制定された。

2 新法の概要

患者法は11章全42か条からなり、次の事項について規定している。

表 患者法の概要

第1章 導入規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保健サービスとは、予防医療、疾病・負傷の診察・治療、患者の搬送等をいい、患者の尊厳を尊重した良質なサービスを全ての住人に対し平等に、かつ必要性の高い患者を優先して提供するものである。 ・ 患者は科学的に証明された良質の医療保健サービスを受ける権利がある。 ・ 医療保健サービスの児童への提供は、当該児童の利益を最大限に考慮する。 ・ 医療保健サービス提供機関の義務については、医療保健サービス法（注1）で規定し、医療保健サービス従事者の義務と責任については、患者安全法（注2）で規定する。
第2章 アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者は、第一次診療及び専門医による診断・治療の迅速な提供を受ける。 ・ 迅速な診断や治療がされない場合、患者は追加費用なく、他の医療保健サービス提供機関を受診し、医療を受ける権利がある。
第3章 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者は、カルテ、セカンドオピニオン、他の治療・処置に関する選択肢、他の医療保健サービス提供機関に関する選択肢、治療開始予定時期、医療リスク等の医療保健サービス関係の情報を入手する権利がある。 ・ 患者は、年齢、経験、言語的背景等に照らし、情報の内容とその重要性が理解可能な方法で当該情報の説明を受ける権利がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・患者が情報の説明を受けられない場合、患者の最近親者に提供する。
第4章 同意	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保健サービスは、患者の自己決定及び尊厳を尊重し、患者の同意に基づいて提供する。患者は同意の前に、第3章に規定する情報を得る権利がある。同意は撤回可能である。 ・意識不明等で意思が確認できない場合にも、患者は生命・身体への深刻な危険を回避するために必要な医療保健サービスを得る権利がある。 ・患者が児童である場合、年齢及び成熟度に応じ、その同意を重要視する。
第5章 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保健サービスは、可能な限り患者との協議に基づき計画・実施する。 ・患者の近親者も、医療保健サービスの計画・実施に参加する。
第6章 永続的なヘルスケア連絡担当者及び個人の医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の必要に応じ、医療や介護等に関する総合的な情報の入手や医療保健サービス機関との連絡調整を支援する「永続的なヘルスケア連絡担当者」を設定し、当該患者の医療計画等を策定させる。 ・患者は、第一次診療の医療保健サービス提供機関の自由選択権を有する。
第7章 治療及び施設の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的に証明された医療処置が複数ある場合、患者は処置を選択できる。
第8章 セカンドオピニオン	<ul style="list-style-type: none"> ・生命・身体への深刻な危険を及ぼす疾病・負傷の患者は、居住する地方自治体の内外を問わず、セカンドオピニオンを得る権利がある。
第9章 提供機関の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・患者は、居住する自治体の内外を問わず、受診機関を選択する権利がある。
第10章 個人情報及び認証	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保健サービスにおける患者の個人情報の作成・取扱いは、患者の尊厳に配慮して行わなければならない。 ・個人情報の取扱いに関する患者による異議申立や医療保健サービス活動での個人情報の取扱いについては、患者情報法（注3）で、医療保健サービス活動でのサービス提供機関の秘密保持については、患者安全法で定める。
第11章 意見、苦情及び患者の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・患者は、医療保健サービスにおいて健康被害を受けた場合、その原因、患者傷害法（注4）に基づく補償や医薬品製造物責任保険からの補償を得る方法、治療医療監査官への苦情申立方法、患者委員会（注5）から得ることのできる支援等につき情報提供を受ける権利がある。

注1：医療保健サービス法（1982:763）は、医療保健サービスに関する国と地方自治体の役割分担等を包括的に定める法律。スウェーデンでは地方自治体が住民の医療保健サービスに主たる責任を有する。

注2：患者安全法（2010:659）は、医療保健サービスでの患者の健康被害についての責任の所在、医療事故の調査、医療保健サービス従事者の義務等について定める法律。

注3：患者情報法（2008:355）は、医療保健サービス活動における患者の記録の取扱いについて定める法律。患者情報における秘密保護の強化と患者自身による医療記録へのアクセス権強化の両面から規定。

注4：患者傷害法（1996:799）は、医療保健サービス活動において被った健康被害に対する補償を受ける患者の権利と医療保健サービス提供機関の補償用の保険加入義務等について規定する法律。

注5：患者委員会の活動等に関する法律（1998:1656）に基づき、全ての地方自治体に設置される。

（出典）“Patientlag,” *Regeringens proposition 2013/14:106*. <<http://www.regeringen.se/contentassets/415e75df08334c149b4bc1689c2f4ff2/patientlag-prop.-201314106>>に基づき著者作成。

参考文献（インターネット情報は2015年6月19日現在である。）

- ・林かおり「ヨーロッパにおける患者の権利法」『外国の立法』No.227, 2006.2, pp.1-58. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000381_po_022701.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・伊藤暁子「イギリス及びスウェーデンの医療制度と医療技術評価」『レファレンス』No.753, 2013.10, pp.111-123. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328287_po_075305.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>